



# マイシティライフ 215号

平成26年5月15日発行  
(年2回発行)

## 京都市消費生活総合センターでは、 “消費者教育”にも取り組んでいます!

皆さん、“消費者教育”とは何か、ご存じですか。

“消費者教育”とは、その時代、社会に応じた様々な知識を持ち、その時々に応じて適切な行動を取ることができる「自立した消費者」、すなわち「暮らし上手な消費者」を育成するための消費生活に関する教育のことです。

この消費者教育により育成された、暮らし上手な消費者が、互いのこと、社会のこと、環境のことなどを自らで考え、行動する社会を「消費者市民社会」と言います。

こうした社会をつくることを目的として、平成24年12月に「消費者教育の推進に関する法律」が施行されました。

京都市では、京都市消費生活審議会において、新たに消費者教育推進部会を設置し、今後、どのように消費者教育を推進していくかなどを定める「京都市消費者教育推進計画(仮称)」を策定します。

また、当センターでは、毎年、消費生活に関する様々な講座やイベントを開催するとともに、暮らしに役立つ図書やDVDの貸出しも行っています。

「暮らし上手な消費者」を目指し、更なる消費者力アップのために、お役立てください。



今号の  
消費者川柳

### 消費者力 つけて賢く ショッピング (左京区在住の方の作品)

トラフィカ京カード  
3,000円分進呈!

- 応募資格 京都市内在住又は通勤・通学の方(中学生以下を除く。)
- 応募内容 消費生活に関する五・七・五の川柳
- 応募方法 ハガキ又はA4判の紙に郵便番号・住所・氏名・作品コメントを記入し、消費生活総合センターへ郵送か、FAXしてください。ホームページからも応募できます。
- その他 作品掲載の謝礼として、トラフィカ京カード3,000円分を進呈します。

回覧して ください。									

# 未成年者のインターネットゲームにまつわるトラブル

未成年者、中でも小学校低学年の児童など、低年齢の子どもが、インターネットのオンラインゲームの仕組みを良く理解しないまま遊んでしまい、クレジットカード会社から高額な請求書が届いたといった相談が急増しています。

## 相談事例

クレジットカード会社から身に覚えのない8,000円の請求を受けたので、カード会社に問い合わせたところ、オンラインゲームの利用料金で、翌月請求分も11万円あると言われた。驚いて10歳の孫に聞くと、友だちにゲームの登録方法を教えてもらい、無断で私の財布からクレジットカードを抜き取り、カード番号などを登録してゲームをしていたという。孫は、本当の年齢を入力したらゲームができないので、20歳以上の年齢を入力していたようだ。



## 問題点

子どもは、大人が思っている以上に、友だちやインターネットから情報を得ており、クレジットカードを利用すれば有料のアイテム等を買うことができることも知っています。

最近では、子どもによる高額利用を防止するため、ゲーム会社は年齢の確認画面や利用金額の上限設定などの対策を講じていますが、子どもが正しい年齢を入力しなければ、これらの対策を活用することはできません。

民法では、未成年者が親の同意なしで契約した場合は、契約を取り消すことができるとしています。しかし、子どもが自分の年齢や親の同意を得ていると偽って登録した場合などは、ゲーム会社が取消しを認めないことがあります。

## アドバイス

- 1 子どもが勝手にクレジットカードを使用しても、所有者はカード会社から管理責任を問われます。しっかりクレジットカードの管理をしましょう。
- 2 スマートフォンやタブレット端末等は、大人の管理の下で子どもに使用させ、ゲームの料金体系や支払方法について、しっかり確認しましょう。  
また、携帯型音楽プレイヤーやゲーム機などもインターネットに接続できるものがあるので、注意しましょう。
- 3 子どもには、年齢を正しく入力することを教え、親子でゲームの遊び方やルールを話し合しましょう。
- 4 どのように対処すればよいか分からないときは、京都市消費生活総合センターに相談しましょう。

暮らしの  
ちえぶくろ

# 高齢者を悪質商法から 守るために

～身近な人の気付きが、被害の未然防止、  
拡大防止のポイントです！～

近年、当センターには、CO<sub>2</sub>(二酸化炭素)排出権や老人ホーム入居権の取引、更には東京オリンピック関連企業への投資など、詐欺的なもうけ話によるトラブルについての相談が、高齢者を中心に多く寄せられています。

事業者の中には、購入代金名目でお金をだまし取ることを目的として、実態のない取引や価値のない未公開株を「必ずもうかる」、「高値で買い取る」、「迷惑を掛けないから、代わりに申し込んでほしい」などと言葉巧みに消費者を勧誘し、購入するよう持ち掛ける悪質な事業者がいます。特に高齢者が狙われやすく、手口がより巧妙化、悪質化しています。

高齢者自身がこのような怪しい話をキッパリ断ることも大切ですが、家族や身近な人が、高齢者を見守ることで被害を未然に防止し、また、被害に遭われた場合でも、早く気付くことにより被害を救済できる可能性が高くなります。

今回は家族が、高齢の母親が銀行から高額な現金を引き出し、事業者に渡していることに早く気付いたため、クーリング・オフ制度を利用して契約解除できた事例をご紹介します。

Aさんは、一人暮らしをしている母親宅を定期的に訪れ、身の回りの世話をしています。

ある日Aさんは、母親宅で100万円の預り証と事業者の名刺を見つけました。

母親に尋ねたところ、突然、自宅を訪問した見知らぬ事業者から何かの説明を聞いた後、事業者と一緒に銀行に行き、現金を手渡したとのことでした。母親は、何のために現金を渡したのかも覚えておらず、契約書などの書類も手元にはありませんでした。

Aさんと母親は、すぐに消費生活総合センターに行き相談したところ、CO<sub>2</sub>排出権取引の契約であったことが判明しました。母親の意思を確認後、センターから事業者に、クーリング・オフ期間内であるので、クーリング・オフの通知を出すことと母親を再勧誘しないよう伝えました。

消費生活専門相談員の助言の下、母親は契約解除通知書を作成し、特定記録郵便で事業者に送付しました。

数日後、Aさんから無事に100万円が返金されたと、センターに報告がありました。

今回のことでAさんは、これまで以上に母親と連絡を取り合い、近くに住む親せきにも見守りをお願いすることにしました。



- 高齢者の家に、業者らしき人が頻繁に出入りする。
  - 高額な預り証や領収書、業者の名刺などが置いてある。
  - 通帳から高額な出金がされている。
- などといった様子が見られたときは、よく話を聴き、被害に遭っていると思われるときは、すぐに消費生活総合センターへ一緒に相談に行くことを勧めましょう。

# 消費生活総合センターのごあんない



**相談無料**

**相談受付時間 平日 午前9時～午後5時**

クーリング・オフマン

**■消費生活相談**

☎256-0800

面談による相談も受け付けています。  
まずは電話でご相談ください。

- センターが休みの土曜、日曜、祝休日(年末年始を除く。)の緊急時には、**消費生活 土・日・祝日 電話相談(TEL 257-9002)**を受け付けています(午前10時～午後4時、電話相談のみ)。
- ホームページ上から相談を受け付ける**インターネット消費生活相談**もご利用ください。

京都市 インターネット消費生活相談

**■多重債務相談**

☎256-3160  
さいむせろ

電話でお話を伺ったうえで、弁護士による多重債務特別相談などをご案内します。

**■交通事故相談**

☎256-2140

**■法律相談(問合せ)**

☎256-2007

※弁護士による法律相談の相談時間

開催日	時間	定員	申込み
月・火・木曜	午後1時15分 ～午後3時45分	15名	当日午前9時から 整理券配布
金曜		15名	前の週の月曜日 午前9時から 電話予約
第2・第4水曜	午後6時 ～午後8時	12名	

※いずれも1人当たりの相談時間は20分(面談のみ)

弁護士による無料法律相談は、毎週水曜日に区役所・支所でも行っています。受付方法は、各区役所・支所地域力推進室法律相談担当にお問い合わせください。

## 5月は消費者月間です!

つながろう消費者 ~安全・安心な暮らしのために~

近年、悪質商法は、ますます複雑化、巧妙化し、どの年代においてもトラブルが起きています。

悪質商法等から身を守るための消費者力アップに、是非、当センターの出前講座をご利用ください。

消費生活専門相談員が、地域やPTA等の研修会などにお伺いし、ご利用いただく方の年齢に応じた悪質商法の手口や対処法について、楽しく、分かりやすく説明します。

また、悪質商法から高齢者を守るための見守りポイントや、子どもをインターネットなどのトラブルから守るためのポイント等についてもお話しします。

出前講座のお申込みやお問合せは、☎256-1110(出前講座担当者)まで、ご連絡ください。



京都市文化市民局市民生活部

**消費生活総合センター**

〒604-8186

京都市中京区烏丸御池東南角 アーバネックス御池ビル 西館 4階

TEL 256-1110 FAX 256-0801

京都市消費生活総合センター

(閉庁日) 土・日・祝休日・年末年始(12月29日～1月3日)

地下鉄「烏丸御池」駅下車「3-1」「3-2」出口すぐ

※駐車場、駐輪場はございません。市バス・地下鉄などの公共交通機関をご利用ください。

発行/平成26年5月15日 京都市文化市民局市民生活部消費生活総合センター  
京都市印刷物 第264091号



再生紙・ベジタブルオイルインクを使用しています